国土交通省 中国地方整備局
岡山国道事務所

お知らせ

平成２９年１月１９日

資料提供先	岡山県政記者クラブ、玉野市政記者クラブ

国道３０号 玉野市田井地区「伊達橋」
大型車を対象とした迂回要請等解除　のお知らせ

国道 30 号伊達橋においては、橋梁に発生した亀裂に対する影響を考慮して、大型車の迂回要請とともに、車重など制限値を超えた特殊車両の通行規制を実施しているところです。

伊達橋に関しては、これまで、学識経験者等で構成される「伊達橋補修検討委員会」から、技術的助言等を頂きながら、亀裂に対する原因究明とともに、様々な対策を行いつつ、モニタリング監視を継続して参りました。

この度大型車の迂回要請を解除しても、安全にご利用いただける状況に至ったと判断したため、大型車の迂回要請並びに車重など制限値を超えた特殊車両の通行規制を解除します。

これまで長期に亘り、利用者の皆様には大変ご不便をおかけしました。

■大型車迂回要請等解除日時

平成２９年１月１９日（木）　１６時～（予定）

※なお、準備が整い次第、場合によっては解除時間が早まる場合もあります。

地図使用承認©昭文社５７Ｇ１３０号

＜お問い合わせ先＞　国土交通省　中国地方整備局　岡山国道事務所
岡山市北区富町２丁目１９－１２
電話番号　０８６－２１４－２２２０（代表）
＜担当＞総括保全対策官　山内　和則（やまうち　かずのり）
＜広報担当＞計画課長　谷口　雄一郎（たにぐち　ゆういちろう）

※本記者発表資料は、岡山国道事務所ホームページ（アドレス：http://www.cgr.mlit.go.jp/okakoku）にも掲載しています。